

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十七号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

川口市	調査を行った者の名称
令和五年度	調査を行った時期
街区境界調査 図二十一枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称
中央九地区（並 木元町、幸町三 丁目の一部）	調査を行った地区
令和六年七月 二十三日	認証年月日